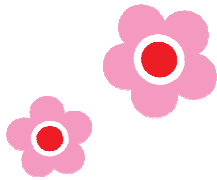
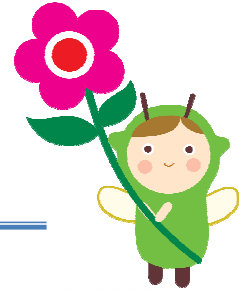


平成24年度 第2回

「善意銀行」配分金



申請のてびき



「善意銀行」は
主に都筑区内で活動する
障がい者等の当事者団体やボランティア団体
NPO法人などの福祉保健活動団体が
地域での活動を
より活発に より広げていくための
支援を行っています
配分を通して
寄付者の善意の気持ちをお届けしています



社会福祉法人 横浜市都筑区社会福祉協議会

社会福祉法人 横浜市都筑区社会福祉協議会
「善意銀行」配分金 申請のてびき

～善意銀行配分要綱より～

～地域の福祉活動団体の活動が より活発に より広がるために～

1. 配分対象団体

- ① ボランティア団体
- ② 障がい当事者団体
- ③ NPO 法人等福祉保健活動団体
- ④ 都筑区内で福祉的事業を行う団体

2. 配分対象事業・活動

次の①～⑤のすべての項目に該当する事業・活動に対して配分を行います。

- ① 主に都筑区内で実施される事業・活動
- ② 申請団体の主体的な計画のもとに実施される事業・活動
- ③ 宗教、営利のいずれにも該当しない事業・活動
- ④ 福祉的啓発の高い内容の事業・活動
- ⑤ 他の助成金の活用が困難な事業・活動

3. 募集内容

「別紙1」のとおり

※今回の配分総額は、1,000,000 円を予定しております。

なお、申請総額が配分予定総額を越えた場合は、割り戻して減額する場合があります。ご了承ください。

4. 配分団体の責務

- ① 情報公開に応じる団体であること
*申請書・事業報告書等（但し個人情報を除く。）
- ② 本会取材等の協力に応じる団体であること
- ③ 事業に係る周知物（チラシ等）に、次の事項を表示すること
「この事業（または物品、活動）は、都筑区社会福祉協議会が実施している善意銀行配分金を受けています。」
- ④ 精算報告を提出すること
配分を受けた団体は、事業・活動終了後 1 ヶ月以内に次の書類を提出していただきます。精算報告がない場合は次年度の申請ができません。

5. 審査方法

ボランティアセンター運営委員会にて、配分対象団体及び配分額を審議決定します。

6. 配分決定の取り消し・配分金交付後の返還について

以下の場合、配分決定を取り消し、また配分金を返還していただきます。

- ① 事業・活動を行わなかった場合
- ② 申込書に虚偽など不正な内容が記載されていた場合
- ③ 精算報告に係る書類が提出されなかった場合
- ④ 事業終了後、余剰金が生じた場合

7. 申請から決定まで

① 申請書類

配分を希望する団体は、次の書類を提出していただきます。

(1) 善意銀行配分金申請書〈様式1〉

- | | |
|-------------------|--------|
| a. 事業立ち上げ経費 | 様式 1-1 |
| b. 10年単位の周年行事・催事等 | 様式 1-2 |
| c. 備品等購入費 | 様式 1-3 |
| d. 団体活動費 | 様式 ー |
| e. 区域連絡会活動費 | 様式 ー |

** d.e については、第2回配分金募集はありません。*

(2) 収支予算書〈様式2〉

② 提出先

下記、都筑区社会福祉協議会窓口に直接提出してください。

〒 224-0006 都筑区荏田東 4 - 1 0 - 3
港北ニュータウンまちづくり館内
Tel. 9 4 3 - 4 0 5 8 Fax. 9 4 3 - 1 8 6 3
E-mail : info@tuzuki-shakyo.jp

【受付時間】 平日 9 : 0 0 ~ 1 7 : 0 0

③ 申請時期

(第1回：平成24年6月1日～6月30日<終了>)

第2回：平成25年2月12日～2月28日

*募集内容により異なります。詳細は別紙・1参照

*受付は、平日9：00～17：00です。

④ 審査結果

ボランティアセンター運営委員会にて審査決定後、文書にてお知らせします。

8. 申請後のスケジュール（予定）

① 結果通知文の送付 / (第1回：7月中旬 <終了>)

第2回：3月中旬

*配分の可否と、配分が決定した団体には配分額も合わせてお知らせします。

【配分が決定した場合】

② 配分金の振り込み / (第1回：7月下旬 <終了>)

第2回：3月下旬

*各団体より請求書を受領後、ご指定の口座にお振り込みします。

③ 事業及び精算報告 / 事業終了後1ヶ月以内

*活動費の配分を受けた場合は、24年4月末日締切。

(1) 事業・活動報告書〈様式3〉

- | | |
|-------------------|-----------------|
| a. 事業立ち上げ経費 | 様式 3-1 |
| b. 10年単位の周年行事・催事等 | 様式 3-2 |
| c. 備品等購入費 | 様式 3-1 |
| d. 団体活動費 | 様式 3-1 *第1回配分のみ |
| e. 区域連絡会活動費 | 様式 3-1 *第1回配分のみ |

(2) 収支決算書〈様式4〉

(3) 実際に事業・活動を実施したことがわかるチラシ、写真等

*ご提出いただいた書類は返却いたしませんので、ご了承ください。

*様式3,4については、審査結果通知文と合わせて送付します。

*報告書・収支決算書をご提出いただく際には、領収書等をご持参ください。必要に応じてご提出いただく場合があります。

9. 個人情報管理等について

- ・申請書に記載された連絡先等の情報は、適切に管理し、本会に関する連絡のために使用いたします。
- ・受付した申請書や関係資料はお返しできません。ご了承ください。

10 財源について

この助成金は、都筑区社会福祉協議会「善意銀行」の財源で運営しています。

別紙1. 募集内容

a 事業立ち上げ経費

(配分限度額：15万円/会食・配食団体 5万円/その他)

- 都筑区内で実施予定の福祉保健事業・活動で、かつ5名以上で構成される団体(NPO法人は対象外)
- おおむね月1回以上の活動が見込まれる事業
- 募集時期：年2回(6月・2月) / 配分時期：年2回(7月・3月)

b 10年単位の周年行事・催事等

(配分限度額：10万円/会員 5万円/非会員 *総事業費50%まで)

- 会員は第1,5,6,7種会員に限る
- 周年行事・記念誌の発行など
- 募集時期：年2回(6月・2月) / 配分時期：年2回(7月・3月)

c 備品等購入費

(配分限度額：20万円 *購入費用の80%まで)

- 会員のみ対象(ただし、第5,6,7種会員に限る)
- 備品とは、パソコン等情報機器、事務機器、楽器、電化製品、収納器具等をいう *既に購入したものは対象外
- 継続申請不可。申請後3年間(申請年を含まず)は申請不可
- 募集時期：年2回(6月・2月) / 配分時期：年2回(7月・3月)

d 団体活動費 *第2回配分金での募集はありません

(配分限度額：2万円/会員 1万円/子育てに関する自主活動団体)

- 会員は第5,6種会員に限る
- 募集時期：年1回(6月) / 配分時期：年1回(7月)

e 区域連絡会活動費 *第2回配分金での募集はありません

(配分限度額：5万円)

- 7つ以上の福祉保健団体で構成される区域で行われる連絡会組織
- 募集時期：年1回(6月) / 配分時期：年1回(7月)